

公用車任意保険契約実施要領

1 概要

(1) 契約名

自動車任意保険

岩手県（知事部局、議会事務局及び教育委員会事務局に限る。以下同じ。）が保有する車両の自動車保険（任意保険）契約

(2) 加入対象車両

令和5年9月1日現在岩手県が保有する車両（令和5年7月1日現在で1,011台、契約時及び契約期間中の増減あり）

(3) 契約（保険）期間

令和5年9月1日午後4時から令和6年9月1日午後4時まで

(4) 自動車保険の種類及び補償限度額

① 対人賠償 無制限（示談交渉サービス付き）

② 対物賠償 無制限（示談交渉サービス付き）

③ 運転者制限 無制限

(5) 保険料支払方法

一括前払金

2 事故処理対応等

(1) 契約期間中は、24時間体制で受理し、初期対応を行うこと。

(2) 自動車損害賠償責任保険の範囲内の事故であっても、岩手県と当該自動車損害賠償責任保険契約を締結した保険会社に依頼することなく、初期対応から全て行うこと。

(3) 窓口は1か所とすること。

3 選定方法

(1) 選定対象業者及び選定方法

県内に事業所を有する自動車保険業を営む法人（保険募集業務を行う事務所等を有するもの）を対象とする。

(2) 期限内に提出のあった必要書類（下記4）を総合的な評価により審査し、最も評価の高い保険会社を選定し、その業者と保険契約を締結する。

4 提出書類

(1) 提出書類

① 見積資料等提出書（様式1）

② 総額見積書（様式2）

③保険料算定用データ（様式3）

④委任状（様式4）

⑤その他参考資料

(2) 提出期限

令和5年8月3日（木）17時必着（持参又は郵送）

(3) 提出先

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 県庁舎2階 岩手県総務部管財課

(4) 書類提出等に当たっての留意事項

別紙1及び別紙2のとおり

(5) その他

- ・各様式について電子データでの配付を希望される場合には、岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当（TEL019-629-5116）まで連絡すること。
- ・上記1及び2に疑義が生じた場合は、岩手県（総務部管財課）と協議のうえ取扱いを定めるものとする。

5 評価方法

(1) 下表のとおり評価項目を設定し、各基準にポイントを振分け、各社のシェアに応じてそのポイントを配分する。

(2) 見積価格に係るポイント配分に当たっては、最低見積額を出した会社に満点（50ポイント）を与え、順次、最高見積額との差額を基にシェア換算して点数化する。

(3) 総得点が同点の場合には、高い順位の表を多く得たものを上位とし、高い順位の表が同数の場合には、管財課において順位を決定するものとする。

※1 ポイントのシェア換算にあたっては、小数点以下3桁目を四捨五入する。

※2 ソルベンシー・マージン比率が200%を下回っている会社は選定外とする。

評価項目及びポイント

	評価項目	ポイント数（満点）
1 企業の体力	総資産 ※	5
	ソルベンシー・マージン比率 ※	10
2 示談交渉での信用力	県内自動車任意保険料実績 ※	5
	県内営業拠点数	10
3 事故発生時の対応力	県内損害保険サービス要員数	10
	県内損害保険サービス拠点数	10
4 保険料の安さ	総見積金額	50
	合 計	100

「※」を付した項目については、直近の決算期末現在の数値とする。

それ以外については、令和5年7月1日現在の数値とする。

6 審査方法

- (1) 本契約に係る審査は、岩手県総務部管財課（以下「管財課」という。）において実施するものとする。
- (2) 管財課は、提出書類について、上記4に定める評価方法に基づき、審査を行うものとする。
- (3) 応募事業者が1者のみであった場合にも、管財課において審査を実施し、本契約を実施するにふさわしいか否かを評価する。

7 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者へ郵送により書面で通知する。